

令和8年度 第1回 萩丘小学校運営協議会

日時：令和8年5月11日

14:30～16:00

会場：萩丘小学校 会議室

＜次第＞

1	開会 (司会：教頭)	
2	校長挨拶	
3	新規委員任命書交付及び自己紹介	
4	浜松市学校運営協議会則確認	
5	会長の選出	
6	副会長、議長の選出	
7	令和7年度協議会自己評価の確認	
8	熟議 (司会：議長)	
	(1) 学校運営の基本方針について確認 (校長)	
	(2) いじめ防止等のための基本方針の確認 (加藤)	
	(3) 本校のコミュニティ・スクールの取り組みについて確認 (大村)	
	(4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について (教頭)	
	(5) 学校運営協議会今年度の目標決定	
9	報告	
10	閉会	
11	次回の開催予定	
	9月3日(木)	第2回学校運営協議会 14:30～(予定)
	11月16日(月)	第3回学校運営協議会 14:30～(予定)
	2月15日(月)	第4回学校運営協議会 14:30～(予定)

令和8年度
萩丘小学校運営協議会 名簿

萩丘小学校運営協議会委員

No.	氏名	役職等
1	岡本 剛	萩丘小学校運営協議会会長 PTA会長
2	大橋 邦久	萩丘小学校運営協議会副会長
3	阿部 時久	萩丘小学校区よい子を育てる会会長 萩丘自治会長
4	増崎 桂	学校支援コーディネーター
5	門奈 正洋	地域サポートクラブ
6	鈴木 加吉	元民生児童委員会会長
7	柿下 正尋	幸地域安全推進委員 幸副自治会長
8		
9		

オブザーバー

No.	氏名	備考
1	嶋田 哲也	北部協働センター 所長

学校担当職員

No.	氏名	役職・担当
1	中村 竜久	校長
2	中村 隆紀	教頭
3	大村 直弘	主幹教諭 教育課程担当 CS担当
4	加藤 竜男	生徒指導主任 検証・評価担当 CS担当教員
5	鈴木 かおり	萩丘小学校 校務アシスタント

浜松市教育委員会

No.	氏名	備考
1	清水 悠	教育総務課

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

学校番号 (小) 中 014

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(萩丘小学校) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

学校教育目標「いい顔 いい友 いい学校」にそった学校運営方針に基づく支援活動を実施していく。そして、活動を積み上げてきた実践を大切に、今後につなげていく。また、十分な発信をしていく。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- 学校の目標や課題を、学校長と共有することができた。
- 校長から学校運営の基本方針について丁寧な説明があり、十分な熟議ができた。
- 各委員が、様々な視点で特に力を入れてほしい点について意見を述べ、充実した熟議となった。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- 行事の補助(90周年萩丘歴史館)や学校の抱える課題(家庭との連携、不登校等)について熟議をすることができた。
- 行事等で実際の子供たちの姿を見ることができて、成長を実感できたこともよかった。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- 学校のホームページで、毎回情報発信がなされていた。
- 学校運営協議会で熟議された児童アンケートの結果について、学校公開日に保護者に対して情報発信が行われた。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- 今年度の目標をさらに深化させるため、同じ目標が良いと思う。
- 90周年に向けて積み上げてきた子供たちのよさや強みを子供たちが誇りとして感じることができるように、引き続き同じ目標で支援に取り組んでいきたい。

(様式1)

令和 8年 5月11日

浜松市立萩丘小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 大橋 邦久 様

浜松市立萩丘小学校運営協議会
会長 岡本 剛

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年 5月11日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

① 萩丘小学校は学校支援を充実させるため、「萩っ子サポーターズクラブ」が組織されている。学校の教育活動にそった授業や行事において必要な講師や学習ボランティアを依頼すべきである。

⇒ メンバーは、地域や保護者と連絡を取り、調整を図ったり授業や行事に必要な講師や学習ボランティアの募集、連絡、調整をしたりして活動内容を分担しながら外部との連絡や調整を行う。また、メンバーが講師や学習ボランティアを行う。

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(令5教委規則10・一部改正)

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

目次 検定本基本方針のしめ初等小立市松浜

1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

浜松市立萩丘小学校

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	4
1	いじめの定義	4
2	いじめの理解	4
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	5
(1)	いじめの未然防止	5
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめへの対処	6
(4)	地域や家庭との連携	6
(5)	関係機関との連携	6
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	7
(1)	「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	7
(2)	いじめの防止等における教職員の役割	7
2	いじめの防止等に関する取組	8
(1)	萩丘小年間指導計画	8
(2)	いじめの未然防止	9
(3)	いじめの早期発見	9
(4)	いじめに対する措置	10
(5)	関係機関との連携	11
(6)	学校における教育相談体制の整備	11
(7)	教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	11
(8)	いじめが「解消している」状態	12
(9)	「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	12
(1)	地域の役割	12
(2)	家庭の役割	12
第3	重大事態への対処	13
1	重大事態の意味	13

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起らない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立菟丘小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立菟丘小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任及び担任外
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 主幹教諭 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 萩丘小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期							
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容						
4	<p>◆いじめ対策委員会①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・組織の確認 <p>□○始業式・入学式</p> <p>□授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係作り (ピア) ・1年間のためあて (CP) ・キャリア・パスポート <p>◆校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組について ・ピア・サポートについて <p>○参観会、PTA総会、家庭確認、学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 <p>○三者面談</p> <p>□児童会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 	<p>夏季休業</p>	<p>◆いじめ対策委員会④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組について ・児童生徒の特性の理解と適切な支援 (発達・外国人等) ・事例検討 ・基本方針の見直し <p>○気になる児童への個別の声掛け</p>	<p>9</p>	<p>◆いじめ対策委員会⑤</p> <p>○学校だよりに、いじめアンケートの結果を掲載</p> <p>□2学期授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係作り (ピア) <p>□道徳 (友情・信頼)</p> <p>○参観会、</p> <p>○学校運営協議会</p>	<p>10</p>	<p>◆いじめ対策委員会⑥</p> <p>□学級活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅への取組 <p>□修学旅行・校外行事</p> <p>□道徳 (相互理解・寛容)</p> <p>□はままつマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 <p>□○運動会</p> <p>□いじめアンケート</p> <p>◆いじめ対策委員会⑦</p> <p>○いい声掛けデー</p> <p>□人権週間</p>	<p>11</p>	<p>◆いじめ対策委員会⑧</p> <p>○個人面談 (希望制)</p>	<p>12</p>	<p>○授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。</p> <p>○朝の会や帰りの会で「よいこと見つけ」「今日のヒーロー」等の取組を行う。</p> <p>○行事等での異学年交流を積極的に行う。</p> <p>○年間8回「ピアの日」と位置付け、各学級や学年ピア・サポートトレーニングを行う。また、随時ピア・サポート部会を開き、情報を共有する。</p> <p>○年間3回「情報モラルの日」と位置付け、各学級で指導と振り返りを行う。</p>
5	<p>□学活 (学級目標の設定)</p> <p>◆いじめ対策委員会②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止 <p>○民生委員教育懇談会</p>		<p>◆いじめ対策委員会④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組について ・児童生徒の特性の理解と適切な支援 (発達・外国人等) ・事例検討 ・基本方針の見直し <p>○気になる児童への個別の声掛け</p>		<p>○学校だよりにいじめアンケートの結果掲載</p> <p>□3学期授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係作り (ピア) <p>□道徳 (公正・公平)</p> <p>○民生委員教育懇談会</p> <p>◆いじめ対策委員会⑨</p> <p>□萩っ子発表会</p> <p>□地域の方に感謝を伝える会</p>	<p>1</p>	<p>○参観会</p> <p>◆生徒指導委員会⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の振り返り ・基本方針の改定 ・次年度年間指導計画の作成 <p>□はままつマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 <p>□いじめアンケート</p> <p>○学校運営協議会</p>	<p>2</p>	<p>□6年生を送る会</p> <p>□道徳 (感謝)</p> <p>◆いじめ対策委員会⑪</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の振り返り (CP) 	<p>3</p>	
6	<p>□学級活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちについて考える日 <p>□校長講話</p> <p>□道徳 (生命尊重)</p> <p>□はままつマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 <p>□林間学校</p> <p>◆いじめ対策委員会③</p> <p>□道徳 (思いやり)</p> <p>□いじめアンケート</p>		<p>○参観会、</p> <p>○学校運営協議会</p>		<p>□はままつマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 <p>□いじめアンケート</p> <p>○学校運営協議会</p>		<p>○6年生を送る会</p> <p>□道徳 (感謝)</p> <p>◆いじめ対策委員会⑪</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の振り返り (CP) 				
7	<p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の振り返り (CP) <p>○三者面談</p>		<p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返り (CP) <p>◆いじめ対策委員会⑧</p> <p>○個人面談 (希望制)</p>		<p>□6年生を送る会</p> <p>□道徳 (感謝)</p> <p>◆いじめ対策委員会⑪</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の振り返り (CP) 		<p>○授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。</p> <p>○朝の会や帰りの会で「よいこと見つけ」「今日のヒーロー」等の取組を行う。</p> <p>○行事等での異学年交流を積極的に行う。</p> <p>○年間8回「ピアの日」と位置付け、各学級や学年ピア・サポートトレーニングを行う。また、随時ピア・サポート部会を開き、情報を共有する。</p> <p>○年間3回「情報モラルの日」と位置付け、各学級で指導と振り返りを行う。</p>				

※CP：キャリア・パスポート

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「いい顔 いい友 いい学校～かかわりの中で自分を磨く子の育成～」の具現化を目指し、「一人一人の子供の資質を見出し、可能性を引き出したり認めたりすることにより、自己実現のできる子を育成すること」と「かかわる力を育てることによって、互いを認め共生できる子を育成すること」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

- ・校長より、なぜ6月が「いじめや命について考える月間」であるのかを、全校児童の前で説明する機会を設ける。
- ・全学級で、道徳科の時間に、「いじめや命について考える」時間を設定する。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付く、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査は次のように実施する。
 - ア 実施時期・実施回数

- ・定期アンケート調査

はままついじめアンケート：学期に1回（6月・10月・2月）（タブレットで実施）
※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
- ・学校で実施する。
- ・回収からできるだけ速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期個人面談：アンケート調査時に全員実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。

○「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじ

めを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について

理解を深める。

- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立萩丘小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教

育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和7年度 第4回 萩丘小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年 2月16日（月）14時30分～16時05分
- 2 開催場所 萩丘小学校 会議室
- 3 出席議員 鈴木 莞爾、長谷 昭浩、岡本 譲、大橋 邦久、渡邊 貴子、北田 由美、
増崎 桂、門奈 正洋
- 4 欠席委員 森 健
- 5 オブザーバー 鈴木 克隆（北部協働センター）
- 6 学校 須藤 邦夫（校長）、中村 隆紀（教頭）、大村 直弘（主幹）
加藤 竜男（CS担当教員）、鈴木 かおり（CSディレクター）
- 7 傍聴者 鈴木 加吉、柿下 正尋
- 8 会議録作成者 CSディレクター 鈴木 かおり
- 9 議長選出 司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、出席した議員から長谷委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。
- 10 協議事項
 - （1）学校評価について
 - （2）令和8年度学校運営の基本方針の説明
 - （3）令和7年度学校運営協議会自己評価
- 11 報告
 - （1）夢育やらまいかCS加算、90周年をお祝いする会の報告
 - （2）令和7年度のコミュニティ・スクールの取り組みについて
- 12 その他
- 13 会議記録 委員8名出席があり過半数に達しているため会議成立している旨の報告があった。

【協議事項】

(1) 学校評価について

主幹より令和7年度学校評価報告書に基づき説明があった。

○「個に応じた指導」とあるが塾ではないので難しいのではないか。(長谷委員)

・今までは、皆同じようにする授業を行ってきたが、今は多様な学び方、多様な国籍、多様な価値観の子どもたちがいる。タブレットの活用など学ぶスタイルの検討、授業づくりを学びなおす必要がある。今後も研修をしていく。(主幹)

○かかわる力の項目あいさつについて、旗振り保護者から挨拶が少ないと発言があるが自分はそうは思わない。子どもが相手のことを知っているかで態度、印象が違うのでは。挨拶は、礼儀だけではなく敵ではないというアピールになることを知ってほしい。

学校トラブルについて学校と保護者で食い違いが発生することがある。学校の説明を丁寧に。受け取り手によって考え方の違いがあり、とらえ方にも違いがあると考慮して対応してほしい。

(門奈委員)

○ホームページのブログがアップされても気づかない。せっかくの情報発信が保護者への効果につながっていない。さくら連絡網でブログアップを知らせてはどうか。(渡邉委員)

・学校が伝えたいことだけではなく保護者、地域からの情報も発信しデジタルの良さを上手く使って進化させたい。(主幹)

・さくら連絡網での通知が多いと重要な内容が紛れて見なくなり、重要な内容も伝わらない可能性がある。(教頭)

(2) 令和8年度学校運営の基本方針の説明

校長より令和8年度グランドデザインについて説明があった。教育は変わってきている。昔は教科書に載っているものを学んだが、探求的な学びに変わってきている。課題へのアプローチの仕方を学ぶ(どんな方法、材料で、どんな仲間と)。ICTの活用、大人(地域)からの情報が必要になってくる。萩丘小としては「～し合う子」関わる力を大切に育てる。ICTはもはや切り離せない。自分で考える力、人の心を推し量る力、文章を読み解く力が欠けだした。だから子ども同士、大人との関わる力が必要になる。

CSの評価は高い。萩丘小の自慢だったが更に高まっている。

(3) 令和7年度学校運営協議会自己評価

教頭より自己評価表を基に意見を求める発言があった。

評価項目1

・できたと思う。(長谷委員)

各議員の意見をまとめると以下のようになる。

- 学校の目標や課題を、学校長と共有できた。
- 校長から学校運営の基本方針について丁寧な説明があり、十分な熟議ができた。
- 各委員が、様々な視点で特に力を入れてほしい点について意見を述べ、充実した熟議となった。

評価項目 2

- ・できたと思う。(長谷委員)
- 各議員の意見をまとめると以下のようなになる。
- 行事の補助(90周年秋丘歴史館)や学校の抱える課題(家庭との連携、不登校等)について熟議をすることができた。
 - 行事等で実際の子どもたちの姿を見ることができて、成長を実感できたこともよかった。

評価項目 3

- ・情報発信できた。(長谷委員)
- 各議員の意見をまとめると以下のようなになる。
- 学校のホームページで、毎回情報発信がなされていた。
 - 学校運営協議会で熟議された児童アンケートの結果について、学校公開日に保護者に対して情報発信が行われた。

評議項目 4

- 各議員の意見をまとめると以下のようなになる。
- 今年度の目標をさらに深化させるため、同じ目標がいいと思う。
 - 今年度は90周年をいいものにしたいという思いで子ども達の意識も変わったように思う。来年度それが終わった後、気持ちがガタっといく恐れがある。学校工事もあり環境が落ち着かない。上手に気持ちを切り替えていかなければいけない。いまから新たな10年としては、90周年で今まで培ってきたものがみえた。自分の良さ強みを自覚し伸ばす。(大橋委員)
 - ・次の10年のスタート。子どもたちのモチベーションも考え検討していきたい。(校長)

その他

- 不登校、インフルエンザなど長期欠席児童には、家族含めて対応していかなければいけない。90周年歴史記念館の来館者数はいかがか。(岡本委員)
- ・来客数は250名を超えている。(校長)

【報告】

- (1) 夢育やらまいかCS加算分・90周年記念お祝いする会の報告
教頭より会計報告があった。
- (2) 令和7年度のコミュニティ・スクールの取り組みについて
増崎委員より資料を基に活動報告があった。コミュニケーションを取りつつより充実し

た活動をしていきたい。

【その他】

教頭より萩丘小小規模改修工事について説明があった。運動会に間に合うよう10月に終了する。

○LEDライトには変わらないのか。教室が暗い。(岡本委員)

- ・なかなか要望が通らない。移動黒板も変わると言っていたが。(校長)
- ・要請のお手伝いをする。(岡本委員)

来年度の委員について

退任：鈴木莞爾さん、長谷昭浩さん、岡本譲さん、渡邊貴子さん、北田由美さん

新任：鈴木加吉さん、柿下正尋さん

議長より閉会

令和8年度 浜松市立萩丘小学校 グランドデザイン

第4次浜松市教育総合計画

「自分や浜松の未来を創る人づくり」
「安心・安全で魅力ある環境づくり」
「こどもの学びや育ちを支える連携・協働」



目指す学校像

「豊かなかかわり合い」と「質の高い学び」の中で、自分の良さを発揮し、将来輝くための自分を創る「未来につながる学校」



くすじい



はぎるん

学校教育目標

いい顔 いい友 いい学校
～豊かなかかわりの中で磨き合う子の育成～

生き抜く力

自分の良さを伸ばす子

自分を見つめ、良さに気づき、
集団の中で輝く子

～自分の良さに気づき、生かす力～
「かがやこう」

体

高め合う子

自分から何事にも取り組み、
友達とかかわり、最後まで挑
戦し続けることができる子

～挑戦し続ける力～
「やってみよう」

知

学び合う子

自分の課題を解決するために、
様々な人とかかわり、より良い
考えを見付ける子

～考える力～
「考えよう」

徳

つなぎ合う子

自分の思いを伝え、相手との違いを
受け入れ、より良い関係を築こうと
主体的にかかわる子

～かかわる力～
「いっしょにやろう」

目指す子供の姿

～付けたい力～

「合言葉」

研修主題

自ら学び、次の一步をふみ出す子の育成
～「豊かなかかわり」と「質の高い学び」の中で
自己調整する子を目指して～

萩っ子の心得

**みんなが
いい気持ちになることをしよう**

信頼される学校の創造

安心安全な
学校づくり

教員の指導力や
資質の向上

家庭や地域と
ともに進める
学校づくり

10年先を
見据えた
学校づくり

令和8年度 学校経営構想

浜松市立萩丘小学校

1 目指す学校像

「豊かなかかわり合い」と「質の高い学び」の中で、自分の良さを発揮し、将来輝くための自分を創る「未来につながる学校」

○今の子供たちを大切にできる学校

助け合い自他を尊重する学校風土の中で、やりたいことに思い切って挑戦し、自分らしさを発揮できる場であるとともに、今の成長課題に温かく寄り添える学校

○未来の子供たちも大切にできる学校

粘り強くやり抜く中で、自分の可能性を見出し自立心や自己実現の力を培う場であるとともに、未来に向けて生きていく力を育む学校

2 浜松市の目指すこどもの姿（第4次浜松市教育総合計画）

○自分らしさを大切にできるこども

○他者と協働し、主体的に行動できるこども

○自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

3 学校教育目標

☆学校教育目標：「いい顔 いい友 いい学校」

～豊かなかかわりの中で磨き合う子の育成～

◎「いい顔」

小学校は自分の可能性を見出し自立心や自己実現の力を培う場であって、決して他者と比較して自分の力に失望したり、自信を失ったりする場ではありません。「いい顔」とは、子供たちが未来に向けて生きていく力を育むために、ひとりひとりが夢や希望をもって生活する姿のことです。

◎「いい友」

自ら未来を切り拓く人材を育むことが学校の大きな役割です。しかし、そこには利己的な思考ではなく、対話的・協働的な姿が根幹にあります。「いい友」とは、人とかかわることを大切に、豊かな感性を働かせながら良好な関係を築こうとする姿のことです。

◎「いい学校」

私たちの目の前の子供たちは、かけがえのない命があり、大きな可能性をもっています。子供たちの命を守ることはもちろん、健やかに成長するために学校はあらゆる知恵を絞り、子供たちを心から可愛がることを誓います。「いい学校」とは、質的な豊かさを伴いながらも、愛情に満ちた学校の姿のことです。

4 重点目標について

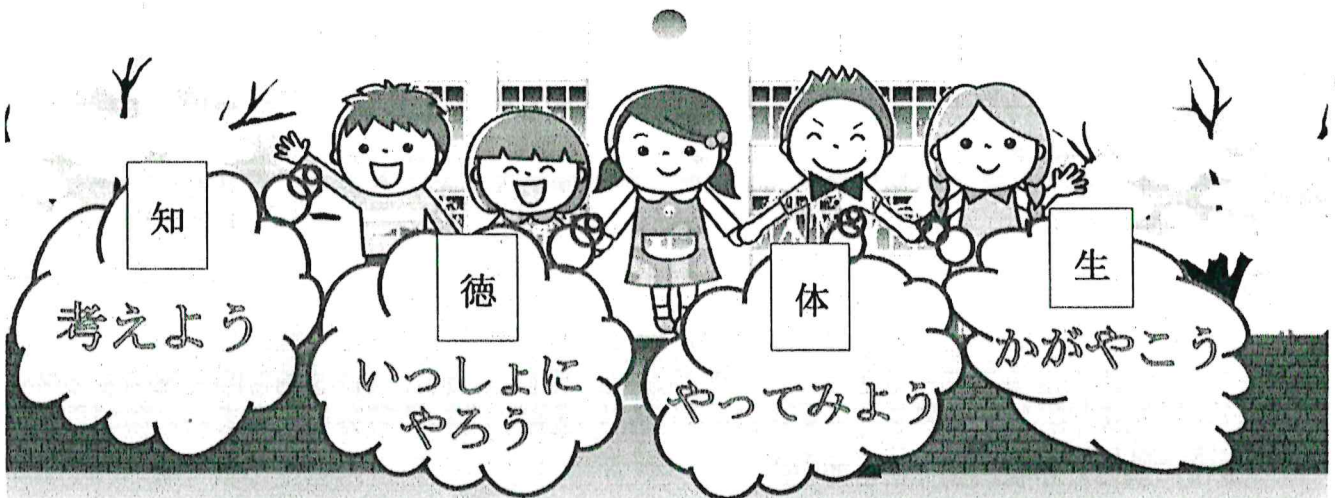
新学習指導要領では、生きる力を「知・徳・体のバランスのとれた力のこと」と表現している。知とは「確かな学力」、徳とは「豊かな人間性」、体とは「健康・体力」を指し、生きていくためには知徳体が必要なことは言うまでもない。しかし、時代は刻々と変化し、更には今後先が見えない時代を生きる子供たちにとって、知徳体ではくれない力が必要だと考える。キャリア教育が叫ばれはじめた根本も、今の学校教育や社会の仕組みに対する改善が急務だったからである。そこで、こういった背景を踏まえ、これまでの「生きる力」に、グローバル化や情報化が進む社会を「生き抜く力」が求められていると考える。

それでは「生き抜く力」とは、具体的に何を指すのか。「生き抜く力」を言い換えると「苦難や逆境にもくじけない力、乗り越える力」となる。それでは、どうしたらくじけない力や乗り越える力が湧いてくるかというと、肯定的で客観的な自己理解力や自己調整力を通して生まれる「自己肯定感」「自己有用感」を高めることができる力、だと言える。

そこで、次のように知徳体と生き抜く力のそれぞれに対応した「目指す子供の姿」「子供に付けたい力」、子供に理解しやすい「合言葉」を考え、本校の重点目標とした。

☆重点目標	目指す子供の姿	=身に付けたい力	=合言葉
知	「学び合う子」	=「考える力」	=「考えよう」
徳	「つなぎ合う子」	=「かかわる力」	=「いっしょにやろう」
体	「高め合う子」	=「挑戦し続ける力」	=「やってみよう」
生き抜く力	「自分の良さを伸ばす子」	=「自分の良さに気づき、生かす力」	=「かがやこう」

いいね いいね いい学校



2年生 生活科

「さつまいも
茶巾しぼり」



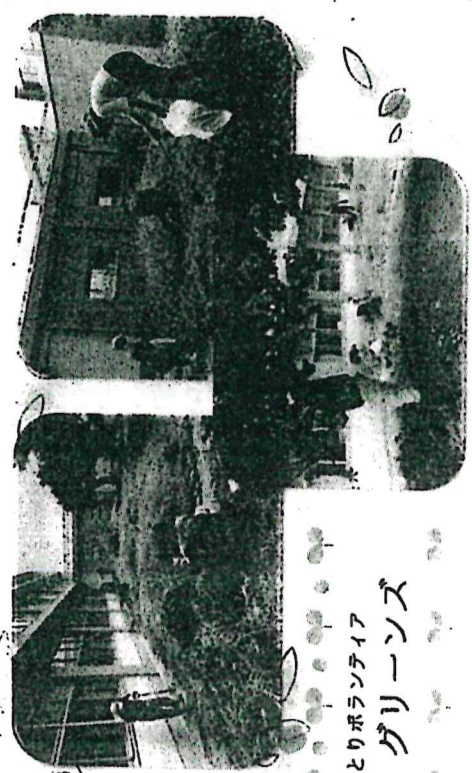
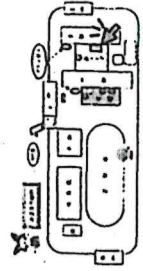
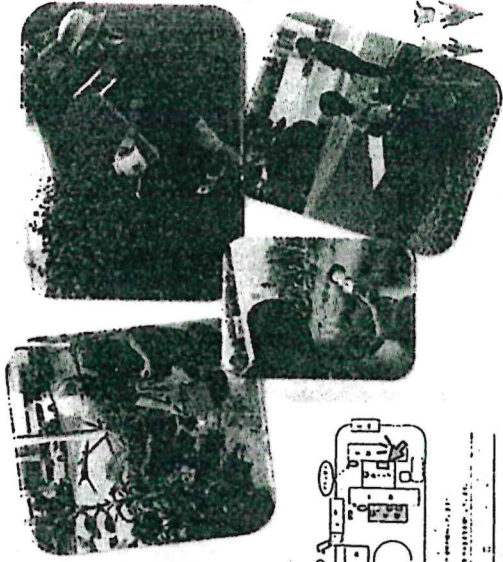
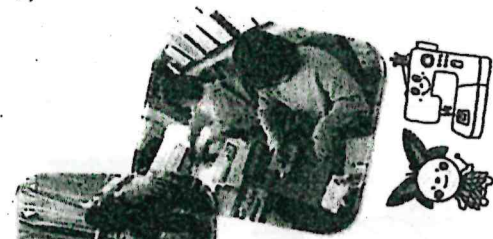
スタサボ



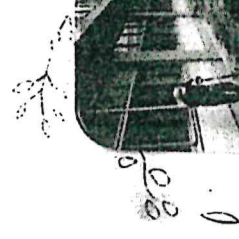
「どきどきわくわく
町たんけん」



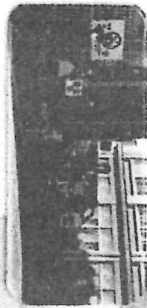
ものづくり
サポーター



草とりボランティア
グリーンズ



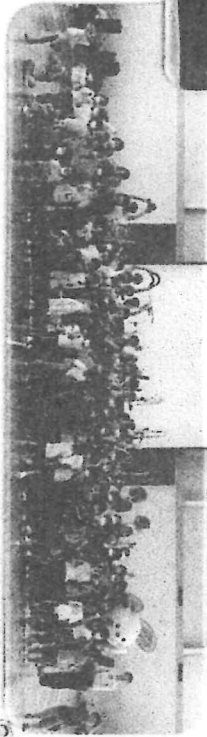
ふれあい
フェスティバル



災害救助犬



消防音楽隊



めざせ！アスリート

ふれあい

行事を通して



はぎるんとラジオ体操 (運動会にて)

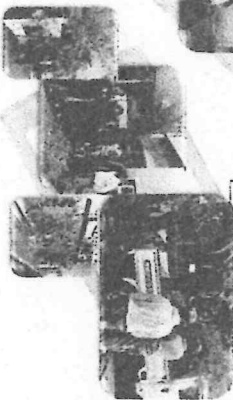
クラフ活動講師の
フオロー



地域の協力

くすじいコースター製作
大工の構見さん
豊岡クラフトさん
連絡・調整

地域サポートクラフ
「くすのき」
七夕笹づくりの連絡・調整



地域の日の普遊び
地域ボランティアのフオロー

